

一般社団法人 宮崎青年会議所  
理事長 川越 大輔 様

宮崎県教育委員会教育長



### 宮崎県教育委員会名義後援について（承認）

令和5年7月5日付けで申請のあった標記については、下記のとおり実施して差し支えありません。

### 記

#### 1 後援の対象

一般社団法人 宮崎青年会議所 主催  
宮崎青年会議所 9月例会メインアワー  
「子どものためにできること “今” を知って “未来” へ」

#### 2 後援の期日

令和5年9月12日

#### 3 後援名義

宮崎県教育委員会

#### 4 承認の条件

- (1) 申請後、申請書の内容に変更等が生じたときは、速やかに届け出ること。
- (2) 行事終了後は、速やかに後援名義を掲載したパンフレット又はプログラム等を添付し、名義後援行事実報告書を提出すること。
- (3) 営利行為（申請書に入場料等が記載されている場合の入場料等の徴収を除く。）及び金品の寄付、援助、事業への参加等を強要する行為又は強要していると参加者に誤解を与えるおそれのある行為は行わないこと。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、その是正を求め、又は承認を取り消すことがある。
  - ・ 申請書の記載事項に虚偽の記載があることが判明したとき
  - ・ 承認の基準に違反することが判明したとき
  - ・ 法令等に違反し、又は著しく公益を害するおそれがあるとき
  - ・ その他、承認の取消しが適当と認められるとき

（文書取扱 生涯学習課）